

目 次

○第1号（5月11日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
臨時議長挨拶	4
町長挨拶	4
開会・開議	5
日程第 1 仮議席の指定	5
日程第 2 議長の選挙	6
議長挨拶	8
日程の追加	9
追加日程第 1 議席の指定	9
追加日程第 2 会議録署名議員の指名	9
追加日程第 3 会期の決定	9
追加日程第 4 副議長の選挙	10
副議長挨拶	11
追加日程第 5 総務・文教厚生・産業建設各常任委員会委員の選任の件	11
追加日程第 6 議長の常任委員会委員の辞任について	13
追加日程第 7 予算決算・議会広報各常任委員会委員の選任	14
追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任	16
追加日程第 9 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙	17
町長挨拶	19
追加日程第10 報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告	19
追加日程第11 承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決 処分の報告と承認を求めることについて	24
追加日程第12 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例に係る専決処分の報告と承認を求めること について	27

追加日程第 13	同意第 2 号 吉岡町副町長の選任について……………	29
追加日程第 14	同意第 3 号 吉岡町監査委員の選任について……………	31
追加日程第 15	同意第 4 号 吉岡町固定資産評価員の選任について……………	33
追加日程第 16	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	34
追加日程第 17	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	34
副町長挨拶……………		34
議長挨拶……………		35
町長挨拶……………		35
閉 会……………		35

平成27年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成27年5月11日（月曜日）

議事日程 第1号

平成27年5月11日（月曜日）9時30分開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 総務・文教厚生・産業建設各常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議長の総務・文教厚生・産業建設の3常任委員会委員の辞任について

追加日程第 7 予算決算・議会広報各常任委員会委員の選任

追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 9 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

追加日程第10 報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

（報告・質疑）

追加日程第11 承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を
求めることについて

（提案・質疑・討論・表決）

追加日程第12 承認第2号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告
と承認を求めることについて

（提案・質疑・討論・表決）

追加日程第13 同意第2号 吉岡町副町長の選任について

（提案・質疑・討論・表決）

追加日程第14 同意第3号 吉岡町監査委員の選任について

（提案・質疑・討論・表決）

追加日程第 1 5 同意第 4 号 吉岡町固定資産評価員の選任について

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第 1 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

追加日程第 1 7 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（１６人）

１番	富岡大志君	２番	大林裕子君
３番	金谷康弘君	４番	五十嵐善一君
５番	柴崎徳一郎君	６番	竹内憲明君
７番	高山武尚君	８番	村越哲夫君
９番	坂田一広君	１０番	飯島衛君
１１番	岩崎信幸君	１２番	平形薫君
１３番	山畑祐男君	１４番	馬場周二君
１５番	小池春雄君	１６番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小渕莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	大塚幸宏君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主	任	青木史枝
------	------	---	---	------

事務局長（大井隆雄君） おはようございます。私、事務局長の大井でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の出席議員中、馬場周二議員が年長でございますので、臨時議長をお願いいたします。

馬場周二議員、議長席へお進みください。

臨時議長挨拶

臨時議長（馬場周二君） ただいまご紹介いただきました馬場周二でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

町長挨拶

臨時議長（馬場周二君） ここで、本臨時会の開会宣告をする前に、石関町長からの挨拶の申し入れがありましたので許可します。町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。風薫る5月、季節はすっかり若葉がまぶしい新緑の季節を迎えました。

本日、議員改選後、初議会開催に先立ち、挨拶を申し上げます。

私も議員皆様と同じく、去る4月26日執行の統一地方選挙において町長に三たび再選させていただき、引き続き町政の担当をさせていただくことになりました。これも町民皆様方の温かいご支援のたまものと深く感謝を申し上げます。4月30日に初登庁を行い、また3期目のスタートをしたばかりですが、改めて身の引き締まる思いで今議会に臨んでいるところでもあります。

国内の政治、経済などの社会情勢を的確に捉え、今の吉岡町が置かれている状況をよく見きわめながら、将来に責任ある行財政運営や各種事業の優先性による推進、また吉岡町第5次総合計画の前期実施計画の最終年度における計画の実施、さらには今年度策定の総合戦略等の5カ年計画の実施など、一步一步着実に推進していかなければならないと考えております。町民皆様のご意見に耳を傾けて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

議員皆様方とともに、吉岡町の将来を誤らないように、執行と議会が吉岡町の抱えてい

る問題や課題について同じ方向に向かってしっかりと議論を深めていきたいと考えております。どうか、皆様のご理解とご協力を切にお願いいたします。

また、議員皆様も町民皆様のご支持をいただき、厳しい選挙戦で選び抜かれて、きょうの初議会を迎えられたことと思います。恐らく、私と同じように責任の重大さと今後町民皆様の負託にどう応えていくか、議員活動に臨む決意を新たにされていることと思います。今後ますますご活躍くださいますことをご祈念申し上げます。

ここで、議長にお願いを申し上げます。この場で執行の方の職員を紹介させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

臨時議長（馬場周二君） 町長より役場職員の紹介の申し入れがありましたので、これを許可します。総務政策課長の指示により、職員紹介を始めてください。

〔職員順次紹介〕

臨時議長（馬場周二君） 以上、職員の紹介が終わりました。

開会・開議

午前9時45分開会・開議

臨時議長（馬場周二君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により会議を進めます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（馬場周二君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席を指定します。

柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） ここで休憩を、動議を求めます。

臨時議長（馬場周二君） ほかに、この動議に関して賛成する議員はありますか。

〔「賛成」の声あり〕

臨時議長（馬場周二君） ただいま賛成者がありますので、成立いたしました。

採決します。この採決は起立によって行います。

ただいまの休憩を求める動議について、このとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

臨時議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、休憩を求める動議は可決されました。

ただいまから休憩します。

午前 9時47分休憩

午前10時03分再開

臨時議長（馬場周二君） それでは、会議を再開いたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長（馬場周二君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（馬場周二君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番金谷康弘議員、4番五十嵐善一議員、5番柴崎徳一郎議員の3名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙を配付〕

臨時議長（馬場周二君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（馬場周二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

臨時議長（馬場周二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼により投票〕

臨時議長（馬場周二君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（馬場周二君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

3 番金谷康弘議員、4 番五十嵐善一議員、5 番柴崎徳一郎議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（馬場周二君） それでは、吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定によって、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効0です。

有効投票のうち、馬場周二議員 8票

岸 祐次議員 8票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

すなわち、馬場議員の得票と岸議員の得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数4票を超えております。

よって、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、当選者はくじ引きで決定することになりました。

ここで、くじ引きの立会人を、先ほどの3名指名いたします。3 番金谷康弘議員、4 番五十嵐善一議員、5 番柴崎徳一郎議員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

それでは、これより事務局長にくじの執行方法について説明させます。

事務局長（大井隆雄君） くじの執行方法についてご説明申し上げます。

これから行うくじは、くじ棒1から5までの5本のくじを抽せん箱に入れて行うこととし、まず、くじを引く順序を決めるくじを執行いたします。くじを引く順序を決めるくじを引く順序は、仮議席の若い順といたします。私が仮議席の若い順に氏名を読み上げますので、くじを引いていただきます。

次に、私がくじの番号を読み上げ、くじを引く順序としてその番号を青木書記が記録いたします。1を含めて、1に近い数字を引いた者が先にくじを引くことができます。

くじにより2名のくじを引く順序が決定いたしましたら、そのくじ順序に従いまして、議長当選くじを執行いたします。要領は、くじを引く順序を定めるくじの執行と同様ですが、1を含めて、1に近い数字を引いた者が議長に当選となります。

以上、ご承知おきください。

それでは、馬場議員、岸議員及び立会人のお三方は前のほうにお進み願いたいと思います。

まず、馬場議員、くじを引いてください。

1 番です。

岸議員、くじを引いてください。

2 番です。

ただいまのくじの結果を確認させていただきます。

馬場議員、1 番。岸議員、2 番でした。

よって、議長当選くじを引く順序は、1 番、馬場議員、2 番、岸議員という結果になりました。

次に、以上の結果をもとに議長当選くじを行います。

それでは、馬場議員、くじを引いてください。

5 番です。

次に岸議員、くじを引いてください。

1 番です。

臨時議長（馬場周二君） それでは、発表します。

くじの結果は、岸議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（馬場周二君） ただいま議長に当選されました岸議員が議場におられます。本席から、吉岡町議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議長挨拶

臨時議長（馬場周二君） 当選されました岸議員が議長となりましたので、就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 岸 祐次君登壇〕

議長（岸 祐次君） ただいま議長に就任いたしました岸 祐次です。一言ご挨拶申し上げます。

議員皆様方のご推挙により、吉岡町議会の議長という要職に就任いたしました。責任重大であると、身が引き締まる思いをしております。ありがとうございました。

さて、議長の職務は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を総理し、議会を代表するものであります。議長は議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならないことであります。私も議員皆様の意思を尊重しながら、少数意見にも耳を傾け、議会が円滑に運営されますよう精いっぱい頑張ります。

よろしくお願いいたします。

終わりに、皆様方のご活躍と一層のご理解とご協力をお願いし、就任の挨拶といたします。

臨時議長（馬場周二君） それでは、岸議長、議長席にお着き願います。

これをもって、私、馬場の臨時議長の職務を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

〔臨時議長 馬場周二君退席、議長 岸 祐次君議長席に着く〕

日程の追加

議長（岸 祐次君） それでは、この際、日程を追加したいと思います。

暫時休憩し、青木書記に追加議事日程を配付させます。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に戻ります。

ただいま配付しました議事日程〔第1号の追加1〕により、会議を進めます。

追加日程第1 議席の指定

議長（岸 祐次君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、吉岡町議会会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席の仮議席のとおりといたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

議長（岸 祐次君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、1番富岡大志議員、2番大林裕子議員を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙

議長（岸 祐次君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（岸 祐次君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番竹内憲明議員、7番高山武尚議員、8番村越哲夫議員の3名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙を配付〕

議長（岸 祐次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

議長（岸 祐次君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼により投票〕

議長（岸 祐次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

6番竹内憲明議員、7番高山武尚議員、8番村越哲夫議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（岸 祐次君） 吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定によって、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票15票、無効投票1票です。

有効投票のうち、平形 薫議員 8票

山畑祐男議員 5票

馬場周二議員 2票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、平形 薫議員が副議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（岸 祐次君） ただいま副議長に当選された平形 薫議員が議場におられます。本席から、吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長挨拶

議長（岸 祐次君） 副議長に当選されました平形 薫議員に、就任の挨拶を求めます。

〔副議長 平形 薫君登壇〕

副議長（平形 薫君） 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員皆様のご推挙をいただき、副議長の要職に就任させていただくことになりました。大変身の引き締まる思いでございます。言論の府として、町議会が円滑に運営されますよう、議長ともどもやってまいりたいと思っております。誠心誠意努力する所存でございますので、皆様の格段のご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

追加日程第5 総務・文教厚生・産業建設各常任委員会委員の選任

議長（岸 祐次君） 日程第5、総務・文教厚生・産業建設各常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

常任委員会委員は、吉岡町議会委員会条例第2条には第1号から第5号まで5つの常任委員会があります。さらに、吉岡町議会委員会条例運用規程の第2条の規定には第1号から第3号までの3委員会、すなわち総務、文教厚生、産業建設の3委員会の委員に、各議員は必ず1つの常任委員になるものとするとあります。

まず、第1号から第3号の常任委員会の委員を選任します。

委員会条例第5条第2項の規定では、議長が会議に諮って指名するとあります。選任する方法ですが、私から指名する方法でよいか、お諮りします。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それぞれの意見を聞いてください。

議長（岸 祐次君） ただいま小池議員から、それぞれの意見を聞いていただきたいの声がありました。

それでは、各自、希望する委員会を申し出ていただくために、事務局に所属志望調書を配付させます。

〔事務局所属志望調書配付〕

議長（岸 祐次君） 記入できましたでしょうか。記入漏れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） それでは、事務局に所属志望調書を回収させます。

ただいま所属志望調書が回収されましたので、この調書に基づき、別室において正副議長で調整を行います。なお、各自の第1希望を優先させますが、調整の結果は希望どおりにならないこともありますことをご容赦いただきたいと思います。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） なるべく、当然そうなると思うんですけども、1期生がまとまったり、2期生がまとまったりしないように、そここのところの調整というのを十分にしてください。

議長（岸 祐次君） はい。それでは、ただいまより別室において調整を行います。

ここで、暫時休憩といたします。時間は11時5分まで休憩といたします。

午前10時44分休憩

午前11時05分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に行った常任委員会委員の構成員の調整結果を報告いたします。なお、この報告をもって常任委員会委員の選任の決定とさせていただきます。

発表します。

総務常任委員会、小池春雄議員、山畑祐男議員、村越哲夫議員、五十嵐善一議員、金谷康弘議員、そして私、岸議長の6人です。

次に文教厚生常任委員会、馬場周二議員、平形 薫議員、高山武尚議員、柴崎徳一郎議員、大林裕子議員、そして私、岸議長の6人です。

産業建設常任委員会、岩崎信幸議員、飯島 衛議員、坂田一広議員、竹内憲明議員、富岡大志議員、そして私、岸議長の6人です。

以上のとおり報告いたします。

追加日程第6 議長の常任委員会委員の辞任について

議長（岸 祐次君） 日程第6、議長の常任委員会委員の辞任の件を議題とします。

私は、吉岡町議会委員会条例の第2条第1号、第2号、第3号の各常任委員会に所属することになりました。しかし、私は議長職に専念したいため、この3常任委員会の委員を、委員会条例運用規程第3条の規定を行使するべく、3常任委員会の全てを辞任させていただきたいと思います。

お諮りします。

今、この私の申し入れのとおり、3常任委員会の辞任をすることに同意をいただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） ご異議なしと認めます。

よって、私、議長の3常任委員会委員の辞任をすることに決しました。

ここで、総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会の構成が決まりました。委員会条例第7条の規定により、総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会の招集をただいま行います。

委員会条例第6条の規定により、各委員会において、委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。

総務常任委員会は全員協議会室、文教厚生常任委員会は議員控室、産業建設常任委員会は委員会室において、直ちに協議をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時15分再開

議長（岸 祐次君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各委員会の年長議員から、正副委員長の互選の結果報告を求めます。

最初に、総務常任委員会の結果報告を登壇の上、報告をお願いいたします。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） それでは、報告いたします。

総務常任委員会委員長に山畑祐男議員、副委員長に村越哲夫議員を決定いたしましたので、よろしくお願いします。

議長（岸 祐次君） 続きまして、文教厚生常任委員会の結果報告をお願いいたします。
馬場議員。

〔14番 馬場周二君登壇〕

14番（馬場周二君） それでは、文教厚生常任委員会の委員長と副委員長の人事を申し上げます。
委員長には私、馬場が委員長となりました。それから、副委員長には高山武尚議員がなりました。両名とも、今後ともよろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 続きまして、産業建設常任委員会の結果報告をお願いいたします。
産業建設常任委員会の竹内議員、お願いします。

〔6番 竹内憲明君登壇〕

6番（竹内憲明君） 産業建設副委員長に就任いたしました竹内でございます。委員長には、岩崎信幸議員が決まりました。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 以上の報告のとおり、3常任委員会の正副委員長が決定されました。
各委員長の挨拶は、日程第9が終了した後、あわせて行います。

追加日程第7 予算決算・議会広報各常任委員会委員の選任

議長（岸 祐次君） 日程第7、予算決算・議会広報各常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員会条例第2条第4号と第5号の常任委員会委員は、同条例運用規程第2条第2項において、第1号から第3号までの委員会から少なくとも1人を選任するものとするがあります。

この2委員会の委員の選任については、私、議長からの指名でよいか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） ただいま、小池議員より異議なしとの声がありました。
議長により決定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） はい。それでは、暫時休憩します。
午前11時20分休憩

午前11時27分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、発表します。

予算決算常任委員会、馬場周二議員、平形 薫議員、飯島 衛議員、村越哲夫議員、高山武尚議員、竹内憲明議員、五十嵐善一議員、以上7人です。

続きまして、議会広報常任委員会、坂田一広議員、村越哲夫議員、竹内憲明議員、柴崎徳一郎議員、金谷康弘議員、大林裕子議員、富岡大志議員、以上7人です。

以上のとおりとします。

ここで、予算決算常任委員会、議会広報常任委員会、各委員会の構成が決まりました。委員会条例第7条の規定により、予算決算、議会広報の各常任委員会の招集をいたします。

委員会条例第6条の規定により、各委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の議員にお願いいたします。

最初に、予算決算常任委員会の委員長互選を行っていただきます。直ちに全員協議会室においてお願いいたします。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今、年長の議員というお話があったんですけども、年長議員の解釈をお願いします。年がただ上なのか、期生が上なのか、そこを明確にしてください。

議長（岸 祐次君） 単なる年長者と解釈しております。

そちらで予算決算常任委員会が終わり次第、議会広報常任委員会は全員協議会室において互選をお願いします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前11時30分休憩

午前11時42分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各委員会の年長議員から、正副委員長の互選の結果報告を求めます。

最初に、予算決算常任委員会の結果報告をお願いいたします。馬場議員。

〔14番 馬場周二君登壇〕

14番（馬場周二君） それでは、報告します。

予算決算常任委員会の委員長に飯島 衛議員、副委員長に五十嵐善一議員に選任されました。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 続きまして、議会広報常任委員会の結果報告をお願いいたします。議会広報常任委員会の年長者、村越議員、よろしくお願いします。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 議会広報常任委員会委員長、坂田一広議員、副委員長、金谷康弘議員と選任しましたので、よろしくお願いします。

議長（岸 祐次君） 以上の報告のとおり、2 常任委員会の正副委員長が決定されました。

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任

議長（岸 祐次君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員会委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっておりますが、いかように選任すべきかお諮りいたします。なお、定数は7名です。

〔「議長一任」の声あり〕

議長（岸 祐次君） ただいま、平形議員から議長一任の声がありました。意見のとおりすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時48分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に行った議会運営委員会委員の選考の結果を申し上げます。

議会運営委員会、まず小池春雄議員、馬場周二議員、山畑祐男議員、岩崎信幸議員、飯島 衛議員、坂田一広議員、大林裕子議員の7人です。

議会運営委員会の構成が決まりましたので、吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を求めます。なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時52分再開

議長（岸 祐次君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

年長議員から、正副委員長の互選の結果報告を求めます。

馬場議員。

〔14番 馬場周二君登壇〕

14番（馬場周二君） それでは、議会運営委員会の正副の人選を報告します。

委員長には小池春雄議員、副委員長には大林裕子議員が選任されました。以上でございます。

議長（岸 祐次君） ただいまの報告のとおり、正副委員長が決定されました。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第9 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

議長（岸 祐次君） 日程第9、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。
事務局長に説明を求めます。

〔事務局長 大井隆雄君発言〕

事務局長（大井隆雄君） 議長指名により説明をいたします。

この渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、渋川市、吉岡町、榛東村の1市1町1村で組織されております。

組合規約第3条に基づき事務を共同処理しており、第5条では議会の議員の定数が定められており、吉岡町では定数3名であります。

第6条では、吉岡町の定数は3名であり、このうち1名は議会議長の充て職ですので、残り2名を町議会議員から選挙することになっております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 事務局長の説明が終わりました。この選挙をどのようにしたらよいか、お諮りいたします。

飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 指名推選でお願いいたします。

議長（岸 祐次君） ただいま飯島議員から、指名推選という意見がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） ご異議なしと認め、指名推選をお願いいたします。

飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 小池議員と平形議員を推選いたします。

議長（岸 祐次君） ただいま飯島議員から、私と小池議員、それと平形議員との推選がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） ご異議なしと認めます。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員は、私と小池議員及び平形議員に決定いたしました。

議員に当選された小池議員と平形議員が議場におられます。本席から、吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

それでは、各常任委員会の委員長及び議会運営委員会の委員長が決定されていますので、委員長から副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いいたします。

最初に、総務常任委員長、お願いいたします。

〔総務常任委員長 山畑祐男君登壇〕

総務常任委員長（山畑祐男君） それでは、総務常任委員会の委員長並びに副委員長の紹介をさせていただきます。

まず、委員長につきましては私、山畑祐男が委員長に選任されました。また、副委員長には村越議員が就任されました。

皆様のご協力により、委員それぞれのご協力により、総務常任委員会、粛々とやっていきたいと思いますので、ぜひともご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（岸 祐次君） 続きまして、文教厚生常任委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） 文教厚生常任委員長を仰せつかりました馬場でございます。副委員長は高山議員となっております。委員長、副委員長、皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。どうもよろしくお願い致します。

議長（岸 祐次君） 続きまして、産業建設常任委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員長 岩崎信幸君登壇〕

産業建設常任委員長（岩崎信幸君） 産業建設常任委員長を任せられました岩崎です。副委員長は竹内憲明議員で、以後よろしくお願い致します。

産業建設に関しましては、平成30年、南下城山防災公園及び駒寄スマートインターが平成29年開通の予定でございます。それに伴いまして、その近辺の開発もとり行う計画でございます。産業建設に関しましては、その他、午王頭川の親水公園、吉岡バイパスの延伸等、いろいろ課題がございます。委員皆様のお力をかりて、精いっぱいやっていくつ

もりでございます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 続きまして、予算決算常任委員長、お願いします。

〔予算決算常任委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 予算決算常任委員会委員長、私、飯島でございます。副委員長に五十嵐議員でございます。どうぞ皆様方のご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 続きまして、議会広報常任委員長、お願いいたします。

〔議会広報常任委員長 坂田一広君登壇〕

議会広報常任委員長（坂田一広君） 議会広報常任委員会委員長を仰せつかりました坂田でございます。副委員長には金谷康弘議員が選任されました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 続きまして、議会運営委員長、お願いいたします。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 報告します。議会運営委員会委員長に私、小池春雄、そして副委員長に大林裕子議員が選任されました。

今、議会運営委員会というのは議長、そして議員皆さんそれぞれの考え、さまざまな問題がありますけれども、それらをおつなぎするということで、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町長挨拶

議長（岸 祐次君） ここで、正副議長及び各常任委員会の構成が決まりましたので、執行を代表いたしまして、石関町長に挨拶を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご指名がありましたので、執行を代表いたしまして一言お祝いの挨拶を申し上げます。

正副議長及び各常任委員会の構成が十分協議をしていただき、決まりました。まことにおめでとうございます。今後、議員各位のご活躍と議会運営のさらなる発展をご祈念申し上げます。立派な議会構成ができましたことを心よりお祝いを申し上げます。また、一層ご理解とご協力をお願い申し上げます。お祝いの挨拶とさせていただきます。まことにおめでとうございます。

議長（岸 祐次君） ありがとうございます。

追加日程第10 報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議長（岸 祐次君） 次に、日程第10、報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議

題といたします。

石関町長より報告を求めます。町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告をさせていただきます。

報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

平成26年度の土地開発公社の事業並びに決算概要ですが、当該年度における公有地取得事業は町から依頼のあった南下城山防災公園事業用地の先行取得として1万6,190.38平方メートル、1億3,522万8,000円の用地取得を行いました。また、公有地取得事業の用地売却としては、南下城山防災公園事業用地1,542.91平方メートル、773万円を町に売却いたしました。

決算の内容ですが、収益的収入については、公社が取得した土地を町に売却したことによる公有地取得事業収益と事業外収益との受取利息及び雑収益として公社が借り入れた資金の支払い利子に対する町の利子補給等となります。

収益的支出については、南下城山防災公園事業用地として、町による買い戻しが行われた部分の取得原価、販売費及び一般管理費として事務経費、事業外費用として借入金に対する支払い利息、特別損失として前期損益修正損となります。

資本的収入については、資本的収入の長期借入金として、公社が土地を先行取得するため金融機関から借り入れた資金となります。資本的支出については、実際には公社が用地を取得し、地権者に支払った公有地取得事業費及び金融機関から借り入れた資金の繰り上げ償還としての長期借入金償還金となります。

平成27年度については、収益的収入としては、公社が取得した土地を町に売却することによる公有地取得事業収益と事業外収益としての受取利息及び雑収益として公社が借り入れた資金の支払い利子に対する町の利子補給等となります。

収益的支出については、南下城山防災公園事業用地として、町による買い戻しが行われる部分の取得原価、販売費及び一般管理費として事務経費、事業外費用として借入金に対する支払い利息を予定しております。

資本的支出については、金融機関から借り入れた資金の繰り上げ償還としての長期借入金償還金となります。

なお、詳細につきましては、総務政策課より説明をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、報告書の内容について説明させていただきます。

説明につきましては、公社から提出されました平成26年度決算書、平成27年度予算書により説明させていただきます。

まず、平成26年度の事業概要で、決算書の2ページをごらんください。

事業報告書でございますが、事業の概要の総括事項として、本年度における吉岡町土地開発公社の事業としては、公有用地取得事業の用地取得においては、町から依頼のあった南下城山防災公園事業用地の先行取得として1万6,190.38平方メートル、1億3,522万8,000円の用地取得を行いました。また、公有地取得事業の用地売却としては、南下城山防災公園事業用地1,542.91平方メートル、773万円を町へ売却しました。

経営の状況ですが、本年度決算は、収益的収支において収入812万2,236円、支出866万2,568円となり、差し引き54万332円の損失を計上し、繰越準備金は2,408万6,809円となりました。

資本的収支においては、収入1億8,031万4,000円、支出1億8,804万4,000円となり、差し引き収支不足額773万円については過年度分損益勘定留保資金で補填しました。この損益勘定留保資金については、収益的支出のうち現金の支出を伴わない事業原価や減価償却費の計から収益的収支の損失額を控除したもので、内部留保資金として補填することができるものとなります。

続いて、4ページをごらんください。

まず、収益的収支について詳細を説明させていただきます。全て決算額のみとさせていただきます。

収益的収入についてですが、第1款の事業収益は792万3,250円となっております。内訳としましては、南下城山防災公園事業用地の町による買い戻し分となります。用地費773万円、事務費19万3,250円の計792万3,250円となります。

第2款の事業外収益につきましては、19万8,986円です。内訳としましては、第1項受取利息が3万5,365円、第2項雑収益が16万3,621円となり、収益的収入の合計が812万2,236円となります。

続きまして、5ページをごらんください。

収益的支出についてですが、第1款の事業原価については南下城山防災公園事業用地で、今年度買い戻しをしていただいた部分の取得原価773万円となっております。

第2款販売費及び一般管理費は78万2,255円です。内訳としましては、役員報酬3万4,300円、給料34万4,400円、需用費が事務用品等で1,157円、役務費が残高証明発行手数料・振込手数料、印鑑証明発行手数料負担分等で7万7,102円、委託料が理事変更登記委託及び登記手数料等で17万5,197円、公租公課費について

はマイクロバスの自動車税が3万6,300円、減価償却費がマイクロバスの分で11万3,799円です。

第3款事業外費用は15万292円で、内訳としましては、金融機関から借り入れた資金に対する利子支払い分となります。

第4款特別損失については21円で、定期預金更新時、金融機関の手違いにより利息が多く計算された案件があり、これを返還したものととなります。

第5款予備費については執行はありませんでしたので、支出の合計は866万2,568円となっております。

これら収益的収支については、7ページの損益計算書にまとめさせていただいております。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

資本金の収入及び支出についてでございます。資本金の収入でございますが、長期借入金で1億8,031万4,000円で、これは事業用地取得のため金融機関から借り入れたものとなります。収入としては、この部分のみとなります。

支出については、1、公有地取得事業費として1億3,522万8,000円で、これは実際に公社が用地を取得し、地権者に支払った金額となります。

3、長期借入金償還金として5,281万6,000円となっております。これらは資金借り入れ後、一部の用地については町が直接地権者から取得することとなった分の4,508万6,000円と、公社が取得した用地を町が買い戻した773万円分を繰り上げ償還したものととなります。

以上、資本金の収支の差し引きは773万円のマイナスとなりますが、この不足する額については過年度分損益勘定留保資金から全額補填しました。

続きまして、8ページをごらんください。貸借対照表について説明させていただきます。

流動資産として、現金及び預金が2,908万6,808円、公有用地が1億2,749万8,000円で、計1億5,658万4,808円となります。現金及び預金の内訳でございますが、現金の残高はありません。普通預金が群馬銀行吉岡支店408万5,808円、北群渋川農業協同組合明治支所1,000円で計408万6,808円、定期預金が北群渋川農業協同組合明治支所で2,500万円となります。公有用地の内訳でございますが、町からの依頼により先行取得した事業用地で、面積として1万4,647.47平方メートル、1億2,749万8,000円となります。固定資産はマイクロバスの分で、残存分が1円でございます。これによりまして、資産の部の計は1億5,658万4,809円となります。

負債の部については、長期借入金の1億2,749万8,000円となり、計も同額と

なります。借入金の内訳としましては、町から先行取得依頼があった事業用地を取得するため、金融機関から借り入れた資金であり、借入先はぐんまみらい信用組合となります。

続いて、資本の部についてでございますが、設立団体であります町からの出資金である基本財産が500万円です。準備金については、前年度までの繰越準備金が2,462万7,141円で、26年度の当期純損失が54万332円で、計2,408万6,809円となります。これによりまして、資本の部の合計は2,908万6,809円となります。

負債資本の合計は、負債の部1億2,749万8,000円、資本の部2,908万6,809円で1億5,658万4,809円となりまして、資産の部の合計と一致する形となります。

続いて、平成27年度の予算、事業計画及び実施計画について説明します。

2ページをごらんください。第2条ですが、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収益的収入は1億761万5,000円、支出は1億576万円で、差し引き185万5,000円の利益が見込まれています。

次に、第3条で資本的収入及び支出の予定額を定めています。資本的収入はゼロ円、資本的支出は1億487万3,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出に対して不足する1億487万3,000円は過年度分損益勘定留保資金1,562万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,924万6,000円で補填するものとします。

3ページの第4条の長期借入金の限度額及び第5条の一時借入金の最高額については、借り入れの予定はありませんのでゼロ円となります。

4ページをごらんください。上段に事業計画が記載されていますが、27年度当初においては売却事業のみ予定されております。事業用地名は南下城山防災公園で、売却面積は9,479.13平方メートル、売却金額は1億487万3,000円が計画されています。

下段については、資金計画となります。受け入れ資金としては、事業計画でもご説明させていただいた公有地取得事業収益で、本年度予定額1億749万4,000円となっております。受取利息は預金等の利息で、本年度予定額2万6,000円でございます。雑収益は公社が借り入れた資金に対する町からの利子補給分で、本年度予定額9万5,000円でございます。前年度繰越金2,896万7,000円となり、受け入れ資金の本年度予定額の計は1億3,658万2,000円となります。

支払い資金としては販売費及び一般管理費が本年度予定額69万1,000円、公社が借り入れている資金に対する支払い利息が本年度予定額9万6,000円、借り入れた資金の一部繰り上げ償還する借入金償還金として本年度予定額1億487万3,000円、

予備費として本年度予定額の10万円で、支払い資金の本年度予算額計は1億576万円となり、受け入れ資金から支払い資金を差し引いたものが3,082万2,000円となります。

なお、計画中の前年度決算見込み額の差し引き及び本年度予定額の前年度繰越金については決算前の見込み額となりますので、先ほど説明しました平成26年度決算書に記載されている数値とは異なります。あらかじめご了承くださいと思います。

以上で、報告第1号の町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ちょっとお尋ねいたしますけれども、26年度の取得が1万6,190.38平米とありますけれども、これは全ての土地がもう公社のほうで買い取ったと判断してよろしいのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 26年度において、公社と町においてこの事業用地については全て取得しているということになっております。

議 長（岸 祐次君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） それでは、質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

ここで、議案書の配付がありますので、暫時休憩します。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

議 長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第11 承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（岸 祐次君） 日程第11、承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

石関町長より、提案理由の説明を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたため、吉岡町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付をもって専決処分をさせていただきました。このため、同条第3号により報告をし、承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

平成27年度の税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されました。これに伴う所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

今回の主な改正内容は、法人住民税均等割の税率区分に関する改正、個人住民税における住宅ローン控除期間の延長、ふるさと納税の申告特例の創設、固定資産税等の負担調整措置についての現行の仕組みの3年間延長、一定の環境性能を有する軽4輪等についてグリーン化特例の導入、2輪車に係る税率の引き上げ時期を1年延期したことなどによる規定の整備でございます。

それでは、吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明をさせていただきますので、A4の横のホッチキスどめの用紙で、21分の何ページというふうにページを振ってある新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側の旧が現行、左側の新が改正案ということをお願いするものでございます。

まず、2/21ページから3/21ページです。第31条第2項中、表中のホ、資本金等の額の下線部分の改正、それから5ページ、第4項の下線部分の改正につきましては、法人、市町村民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正でございます。

それから、6ページの第48条第6項の下線部分の改正及び8ページの第50条第3項と第57条、9ページ、第59条の下線部分の改正は、法人税法の項ずれに伴う改正でございます。

同じく9ページ、附則第7条の3の2の下線部分は、住宅ローン控除期間の延長に係る改正でございます。

それから、10ページから12ページにかけての附則第9条と附則第9条の2の下線部

分の改正は、ふるさと納税の申告特例の創設に係る改正でございます。これにより、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられます。

それから12ページ、第10条の2の第5項と第6項の下線部分の改正は、地方税法附則見直しによる項ずれに伴う改正でございます。

同じく12ページから19ページにかけての第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条の下線部分の改正は、固定資産税等の負担調整措置について現行の仕組みを3年間延長するための改正でございます。

それから、19ページから21ページにかけての第16条の下線部分の改正は、一定の環境性能を有する軽4輪等について税率を軽減するグリーン化特例についての規定の整備でございます。

次に、第2条による改正ですが、同じくA4横のホッチキスどめの用紙で、4分の何ページというふうにページが振ってある新旧対照表の1/4ページをごらんいただきたいと思います。

附則第16条でございますが、今回の軽4輪等のグリーン化特例を導入するための改正でございます。

2ページから4ページの下線部分の改正は、2輪車に係る税率の引き上げ時期を1年延期するための改正でございます。

次に、A4の縦の用紙の本文に戻っていただきまして、7分の何ページというふうに振ってある本文のほうですが、7/7ページをごらんいただきたいと思います。

附則の施行期日でございますが、第1条として、この条例は平成27年4月1日から施行します。ただし、第2条中吉岡町税条例等の一部を改正する条例附則第1条第2号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行します。

第2条につきましては町民税に関する経過措置、第3条につきましては固定資産税に関する経過措置、第4条につきましては軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題になっております承認第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから採決します。これは起立によって採決を行います。

承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第12 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る 専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（岸 祐次君） 続きまして、日程第12、承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

石関町長より、提案理由の説明を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3号の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、施行期日が平成27年4月1日であることから、本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、専決処分をし、その報告と承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長に説明させますので、審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回の改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額を基礎課税分及び後期高齢者支援等分、それぞれ1万円を引き上げ、それと介護納付金分2万円の引き上げを行い、全体で4万円を引き上げるものでございます。よって、今までの課税限度額81万円から85万円に引き上げるもので、高所得者の負担を求めるものでござい

ます。

また、軽減の措置の５割軽減及び２割軽減の対象世帯を拡大することとし、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るものでございます。

それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の１ページをごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案ということをお願いするものでございます。

右側、旧の第２条第２項中の下線５１万円及び次ページの第２３条第１項中、下線５１万円を、１ページの左側、新の第２条第２項中の下線５２万円及び次ページの第２３条第１項中の下線５２万円に改め、基礎課税額を１万円引き上げるものでございます。

次に、１ページへ戻りまして、右側、旧の第２条第３項中、下線１６万円及び次ページの第２３条第１項中の下線１６万円を、１ページの左側、新の第２条第３項中の下線１７万円及び次ページの第２３条第１項中の下線１７万円に改め、後期高齢者支援金等課税額を１万円引き上げるものでございます。

次に、１ページへ戻りまして、右側、旧の第２条第４項中の下線１４万円及び次ページの第２３条第１項の下線１４万円を、１ページの左側、新の第２条第４項中の下線１６万円及び次ページの第２３条第１項中の下線１６万円に改め、介護納付金課税額を２万円引き上げるものであります。

続いて、２ページの右側、旧の第２３条第２号中の下線２４万５，０００円を、左側、新の下線２６万円に改め、５割軽減の基準を１万５，０００円拡大するものであります。また、旧の同項第３号中の下線４５万円を、左側、新の下線４７万円に改め、２割軽減の基準を２万円拡大するものであります。

議案書の２ページをお開きください。下段に附則としまして、１、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。２、この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、平成２７年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、であります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第２号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決します。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから採決します。これは起立によって採決を行います。
承認第２号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。
よって、承認第２号は原案のとおり可決されました。

追加日程第１３ 同意第２号 吉岡町副町長の選任について

議 長（岸 祐次君） 続いて、日程第１３、同意第２号 吉岡町副町長の選任の件を議題とします。

ここで、堤副町長の一身上にかかわる同意案件ですので、堤 壽登副町長を除斥いたします。堤 壽登副町長は、議事が終了するまで退席願います。

暫時休憩します。

午後１時４９分休憩

午後１時５０分再開

議 長（岸 祐次君） 再開します。
町長の提案理由の説明を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案説明を申し上げます

同意第２号 吉岡町副町長の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

吉岡町副町長が平成２７年５月２７日で任期満了となるので、地方自治法第１６２条の規定により、次の者の同意を議会にお願いするものであります。

同意を求める者は堤 壽登氏であります。同氏は昭和２０年９月２７日生まれ、６９歳、住所は吉岡町大字小倉５４６番地であります。同氏は平成１９年５月２８日から副町長を２期務めており、再度、副町長に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

坂田議員。

〔9 番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 採決の方法なんですけれども、投票でお願いしたいと思いますが。

議長（岸 祐次君） ただいまの坂田議員の質問についてはちょっと待ってください。

その前に、ただいま議題になっております同意第2号は、吉岡町議会会議規則第37条3の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、そのとおり決します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

そこで、先ほど坂田議員から、投票による表決の動議がありました。

議長発議により、投票表決を行います。なお、人事案件ですので、無記名投票とします。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（岸 祐次君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に9番坂田一広議員、10番飯島 衛議員、11番岩崎信幸議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

〔投票用紙を配付〕

議長（岸 祐次君） それから、もう一点申し述べます。会議規則第80条、投票による表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

それでは、投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

議長（岸 祐次君） それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼により投票〕

議長（岸 祐次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

9 番坂田一広議員、10 番飯島 衛議員、11 番岩崎信幸議員には、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（岸 祐次君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票、有効投票 15 票。

有効投票のうち、賛成 12 票

反対 3 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号 吉岡町副町長の選任の件は可決されました。

堤副町長の除斥を解除します。

ここで、暫時休憩いたします。

〔議場開鎖〕

午後 2 時 02 分休憩

午後 2 時 03 分再開

議長（岸 祐次君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

堤副町長に申し上げます。先ほど同意第 2 号は同意されたことを報告いたします。

追加日程第 14 同意第 3 号 吉岡町監査委員の選任について

議長（岸 祐次君） 次に、日程第 14、同意第 3 号 吉岡町監査委員の選任の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案説明を行います。

同意第 3 号 吉岡町監査委員の選任について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第 196 条の規定に基づき、1 人の選任をしたいので同意をお願いするもの

であります。

選任の同意を求める監査委員は、柴崎徳一郎氏でございます。同氏は、昭和22年10月25日生まれ、67歳であります。住所は、吉岡町大字漆原426番地でございます。よろしく願いを申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、柴崎徳一郎議員を除斥いたします。柴崎徳一郎議員は、議事が終了するまで退席願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後2時06分休憩

午後2時06分再開

議 長（岸 祐次君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております同意第3号については、吉岡町議会会議規則第37条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから採決します。これは起立によって採決を行います。

同意第3号 吉岡町監査委員の選任の件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、同意第3号は原案のとおり可決されました。

柴崎議員の除斥を解除します。

ここで、暫時休憩とします。

午後2時07分休憩

午後２時０７分再開

議長（岸 祐次君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

柴崎徳一郎議員に申し上げます。先ほど同意第３号は同意されたことを報告いたします。

追加日程第１５ 同意第４号 吉岡町固定資産評価員の選任について

議長（岸 祐次君） 次に、日程第１５、同意第４号 吉岡町固定資産評価員の選任の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案説明を行います。

同意第４号 吉岡町固定資産評価員の選任について提案をいたします。

今回提案する評価員は、住所が北群馬郡吉岡町大字南下３８０番地２、氏名が大澤弘幸氏、生年月日は昭和３３年７月２日生まれでございます。

提案理由でございますが、ことし４月１日付の人事異動によるものでございます。今回、固定資産の評価を所管する財務課の課長である大澤弘幸氏を固定資産評価員として選任するものでございます。よろしくご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題になっています同意第４号については、吉岡町議会会議規則第３７条２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。同意第４号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） ご異議なしと認めます。よって、同意第４号を原案のとおり同意することに決しました。

追加日程第 16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（岸 祐次君） 日程第 16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

委員会が閉会中に活動するためには、議会の議決を得た特定事件がなければならないと規定されております。お手元配付のとおり、議会運営委員会の閉会中の調査事件は次の定例会までといたします。

本件について、質疑、討論を省略し、以上のとおり決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、そのとおり決します。

追加日程第 17 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸 祐次君） 日程第 17、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

委員会が閉会中に活動するためには、議会の議決を得た特定事件がなければならないと規定されております。このため、お手元配付のとおり、議会広報常任委員会の閉会中の調査事件は次の定例会までといたします。

本件について、質疑、討論を省略し、以上のとおり決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、そのとおり決します。

副町長挨拶

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、副町長の挨拶をお願いいたします。

〔副町長 堤 壽登君登壇〕

副町長（堤 壽登君） ただいま議長にお許しをいただきました堤 壽登でございます。一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

このたび、石関町長より 3 期目の副町長承認の要請を受け、本日の臨時会におきまして議員皆様にご審議いただきました結果、賛成の同意をいただくことができました。本当にありがたく、心から感謝とお礼を申し上げます。とともに、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。

今までの2期8年間を振り返ってみますと、いろいろな事業に携わってきましたが、これからのことを考えてみますと、大きくは地方創生事業の一環としていろいろなことに取り組んでいかなければと考えていますが、町長を先頭に職員ともども誠心誠意努力していく所存でございます。今後とも、議員皆様方にはどうかご指導ご鞭撻いただけますようお願いを申し上げます。私のお礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長挨拶

議長（岸 祐次君） 本臨時会におきましては、議長に私、副議長として平形議員、それぞれ選任いただきました。今後の議会運営については皆様方のご意見を多く取り上げ、公平かつ民主的に当たりたいと思いますので、特段のご協力をお願い申し上げます。

時節柄、多忙な毎日とは存じますが、健康には特に留意をいただき、住みよいまちづくりのためにご活躍されますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。

町長挨拶

議長（岸 祐次君） 町長の発言の申し入れを許可します。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 平成27年第2回臨時議会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は改選後初めての議会ということで、正副議長、また各常任委員長等の議会構成ができ、議会活動がスタートできたことを心からお喜びを申し上げます。また、副町長も同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日は、執行からは同意3件、報告1件、承認2件を提案させていただきましたが、いずれも可決をいただき、大変ありがとうございました。

議員各位のますますのご活躍をご祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

閉 会

議長（岸 祐次君） これをもって、平成27年第2回吉岡町議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会臨時議長 馬 場 周 二

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 富 岡 大 志

吉岡町議会議員 大 林 裕 子